

外貨普通預金

平成 30 年 4 月 2 日現在

1.商品名	・外貨普通預金																
2.取扱店	・本店（その他の店舗については、お取次ぎ扱いとなります。）																
3.販売対象	・個人及び法人																
4.取扱通貨	・米ドル																
5.期間	・期間の定めはございません。																
6.預入	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 ・ 随時預入 (2) 預入金額 ・ 1 通貨単位以上 (3) 預入単位 ・ 1 通貨単位 																
7.払戻方法	・随時払戻しいたします。																
8.利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用利率 ・ 当金庫所定の利率を適用いたします。 (2) 利払方法 ・ 毎年 3 月と 9 月に利息決算を行い、元金に組み入れます。 (3) 計算方法 ・ 毎日の最終残高について、付利単位を 1 通貨とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算。 																
9.税金	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息は一律 2 0 % の源泉分離課税（マル優の適用は受けられません。） ※平成 2 5 年 1 月 1 日から平成 4 9 年 1 2 月 3 1 日までの 2 5 年間、復興特別所得税が付加されることにより、2 0 . 3 1 5 % の源泉分離課税（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）となります。 ・ 為替差益は雑所得として総合課税（年収 2 , 0 0 0 万円以下の給与所得者で差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間 2 0 万円以下であれば申告不要） ・ 為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。（他の所得との損益通算はできません。） <p>(一般法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税となります。 ・ 為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。 																
10.手数料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">対価</th> <th style="width: 33%;">入金</th> <th style="width: 33%;">払戻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本円の現金</td> <td>無料（為替相場＝TT S）</td> <td>無料（為替相場＝TT B）</td> </tr> <tr> <td>円貨預金</td> <td>無料（為替相場＝TT S）</td> <td>無料（為替相場＝TT B）</td> </tr> <tr> <td>外貨現金</td> <td>米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円</td> <td>米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円</td> </tr> <tr> <td>外貨預金</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		対価	入金	払戻	日本円の現金	無料（為替相場＝TT S）	無料（為替相場＝TT B）	円貨預金	無料（為替相場＝TT S）	無料（為替相場＝TT B）	外貨現金	米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円	米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円	外貨預金	無料	無料
対価	入金	払戻															
日本円の現金	無料（為替相場＝TT S）	無料（為替相場＝TT B）															
円貨預金	無料（為替相場＝TT S）	無料（為替相場＝TT B）															
外貨現金	米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円	米ドルの場合 1 ドルにつき 2 円															
外貨預金	無料	無料															

11.為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> この預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動によって払戻円貨額または払戻円換算額が預入円貨額または預入円換算額を下回る場合があります。
12.預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の保護対象とならない預金です。 元本とその利息については、概算払い率に応じて払戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-31-3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出いただくことも可能です。 上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、②第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、③第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
14.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 外貨預金のお取引に適用される為替レートは、主に次の2種類の公表相場です。 T T S（電信売相場）：お客様が円から外貨に替える時のレートです。 T T B（電信買相場）：お客様が外貨から円に替える時のレートです。 （従って、円貨による預入、払戻の場合には、相場変動がない場合も換算相場の差だけご負担が生じます。） この口座と同一の幣種にて払戻請求があった場合でも、当金庫の都合により当金庫のT T Bにより換算した当該外貨預金相当の本邦通貨で支払うことがあります。 外貨預金の円換算額は時々の為替相場により異なります。 お引き出しの時の円換算額は為替相場により変動するため外貨建ての預金利率と円ベースの利回りは一致しません。 お預入時の為替相場に比べお引き出し時の相場が円安になると「為替差益」が生じますが、逆に円高になると「為替差損」が生じお受け取り円貨額がお預け入れ時の払い込み円貨額を下回る可能性もあります。